

捕鯨問題による対立から考える 建設的な対話をするためにするべきこと

田島 望海

目次

はじめに

第1章. 捕鯨論争とその歴史

- 1-1. 捕鯨に反対する理由
- 1-2. 世界の捕鯨史

第2章. モラトリウム提起にいたるまで

- 2-1. アメリカによるモラトリウム提起
- 2-2. モラトリウムを巡る IWC での攻防
- 2-3. 加盟国の増加とモラトリウム採択へ
- 2-4. 後手の捕鯨外交

第3章. 調査捕鯨とその実態

- 3-1. 権利としての調査捕鯨
- 3-2. 調査捕鯨の起草者は何を考えていたか
- 3-3. 致死的調査に拘る日本と国際司法裁判

第4章. IWC の実態

- 4-1. 鯨を保護する IWC
- 4-2. RMP で計算される捕獲枠
- 4-3. RMP 以降の捕鯨外交
- 4-4. カリスマ動物のコンセプト

第5章. 日本の調査捕鯨の反省点

- 5-1. 致死的調査の代替としての非致死的調査
- 5-2. 非致死的調査のメリット
- 5-3. 反捕鯨国との緊張緩和

第6章. IWC における問題点と改善点

- 6-1. 政治的主張が優先される IWC
- 6-2. 鯨資源活用のための IWC
- 6-3. 科学委員会の改革

第7章. マスメディアによる対立の激化

- 7-1. 環境保護と高まりと反捕鯨運動
- 7-2. 「Save the Whale」に隠された思惑
- 7-3. 日本のマスメディアが伝える捕鯨問題
- 7-4. 捕鯨文化論がもたらす逆説的な効果
- 7-5. メディアに惑わされないために私たちがすべきこと

あとがき

要旨

第1章 捕鯨論争とその歴史

第1章では、捕鯨論争の背景として、反捕鯨の理由と世界の捕鯨史が整理されている。欧米で捕鯨に反対する理由は、単なる感情論や文化対立ではなく、主に三点に集約される。第一に、鯨は海洋生態系の維持に重要な役割を果たす「海のエンジニア」であり、繁殖力が低く一度減少すると回復が困難なため、予防原則に基づく保護が必要とされる点である。第二に、鯨は回遊性 動物であり特定の国家の資源ではなく、人類共通の財産として国際的管理が求められる点である。第三に、日本における鯨肉需要が低下していることや、科学的知見の不確実性が、商業捕鯨再開への疑問を強めている。一方で、先住民による生存捕鯨は、非商業性や必要性を満たす場合に限り国際的に認められている。

後半では捕鯨の歴史が概観される。捕鯨は先史時代から世界各地で行われ、近代には鯨油需要の高まりにより欧米諸国を中心に産業化・大規模化した。20世紀には技術革新によって乱獲が進み、多くの鯨類が資源枯渇の危機に陥った。これを受け、1948年にIWCが設立され、最終的に1982年の商業捕鯨モラトリウム採択、1986年の施行へと至った。こうした歴史的経緯が、現在の捕鯨論争の前提となっている。

第2章 モラトリウム提起に至るまで

第2章では、商業捕鯨モラトリウムが提起・採択されるまでの政治的過程と、日本の捕鯨外交の問題点が分析されている。

1972年のストックホルム国連人間環境会議でモラトリウムを提起したのは アメリカであり、日本ではベトナム戦争批判をそらすための行動と捉えられがちだが、実際には日本や旧ソ連による乱獲、捕獲数の過少報告、規制軽視への不信感が背景にあった。IWC内で進められていた国際監視制度や 規制強化が失敗したこと、日本の異議申し立てや旧ソ連の遅延策が、アメリカをモラトリウム支持へと転換させた。

IWCでは当初、科学委員会が全面的なモラトリウムに否定的であり、1970年代前半は規制強化や新管理方式（NMP）の導入にとどまった。しかし、日本は科学的データの提示や説得に十分成功できず、違法操業やシェラ号事件によって国際的信頼を失った。これにより反捕鯨世論が高まり、段階的に禁漁措置が拡大していった。

1980年代に入ると、アメリカと環境NGOはIWC加盟国を増やす外交戦略を展開し、賛成票を確保した。一方、日本は十分な同盟国を形成できず、結果として1982年にモラ

トリウムが採択、1986 年に商業捕鯨が全面禁止となった。

著者は、モラトリウム採択を「反捕鯨国の数の暴力」とする見方は単純化であり、日本の科学対応、違法操業対策、外交戦略の遅れこそが主要因だったと結論づけている。このような二項対立的理解は、捕鯨問題に限らず 国際問題全般において建設的議論を妨げると指摘している。

第3章 調査捕鯨とその実態

第3章では、日本の調査捕鯨の制度的背景と実態、そして国際的批判の根拠が検討されている。商業捕鯨が全面禁止された 1986 年以降、合法的に認められたのは科学的調査捕鯨のみであったが、日本はモラトリウム以前から調査捕鯨を開始し、以後これを事実上の商業捕鯨の代替として拡大してきた。調査捕鯨は「科学研究という権利」を根拠に正当化されたが、その捕殺数は当初想定を大きく超え、国際社会からは抜け道的運用との批判を受けた。

調査捕鯨条項の起草者は、少数の捕殺しか想定しておらず、日本の大量捕殺は制度趣旨から逸脱していた。日本の主な調査（JARPA/JARPA2）は鯨種間の餌競合を証明し、特定種の捕殺を正当化する狙いがあったが、科学的根拠は乏しく、IWC 科学委員会でも支持されなかった。「クジラ害獣説」も、鯨の食性や漁業資源減少の原因を無視した単純化された議論として否定されている。

また、日本は非致死的調査でも十分な科学研究が可能であるにもかかわらず、致死的調査に固執した。その背景には、補助金や鯨肉販売による資金 <裏表紙> 確保、鯨肉文化の維持といった政治的・経済的要因があったと指摘される。

最終的に 2014 年、オーストラリアの提訴により国際司法裁判所は日本の南極海調査捕鯨を商業捕鯨的であるとして違法と判断し、日本は敗訴した。この結果、日本の調査捕鯨は停止され、商業捕鯨再開には非致死的調査や国際的協力に基づく科学的証拠の提示が不可欠であることが明確になった。

第4章 IWC の実態

第4章では、IWC（国際捕鯨委員会）の実態と問題点、日本が捕鯨を続ける背景について、森下丈二氏の見解を中心に論じている。

本来 IWC は鯨類資源を持続可能に利用するための管理機関であり、商業捕鯨モラトリアムも資源回復後の再開を前提とした暫定措置であった。しかし現在の IWC は、資源管理よりも鯨の全面的保護を重視する組織へと変質し、科学委員会でも捕獲枠設定や資源評価の議論がほとんど行われなくなっている。科学委員会の構成員も反捕鯨的立場の先進

国出身者が多く、中立的な議論が困難な状況にある。

一方、IWC には RMP (改定管理方式) という極めて慎重な捕獲枠算定方式が存在し、科学的には一部鯨種の持続的利用が可能であることが示されている。しかし、RMP は採択されたものの、厳格すぎる監視制度 (RMS) を条件とされたため実施に至らず、捕鯨再開の道は閉ざされたままとなった。

捕鯨論争を複雑化させている要因として、「カリスマ動物」の概念が挙げられる。鯨は欧米で象徴的・感情的価値を持つ存在とされ、資源状況とは無関係に捕獲自体が倫理的に否定されやすい。NGO や環境保護団体はこの概念を用いて影響力を拡大し、反捕鯨の価値観が国際的規範 (グローバルスタンダード) のように扱われるようになった。

しかし実際には、IWC 加盟国の中でも鯨類の持続的利用を支持する国は少なくなく、反捕鯨は必ずしも多数派ではない。反捕鯨国とされる国々でも、一般市民レベルでは資源が豊富であれば捕鯨を認める意見が多数派であることが世論調査から示されている。現在の国際世論は、発言力の強い「ボーカルマイノリティ」によって形成され、「サイレントマジョリティ」の声が反映されにくい構造にある。

日本が捕鯨を続ける理由としては、鯨肉需要そのものよりも、食料安全保障、資源利用の選択肢確保、捕鯨支持国の代表としての立場、そして欧米中心のグローバルスタンダードへの対抗が挙げられる。捕鯨問題は単なる食文化論争ではなく、科学的資源管理のあり方や、国際社会における価値観の押し付けにどう向き合うかという問題であり、日本にとっては自国の権利と多様な価値観を守るために重要な国際課題であると結論づけている。

第5章 日本の調査捕鯨の反省点

第5章では、日本の調査捕鯨が国際的に正当性を失い、ICJ で敗訴した要因を検討し、取るべきだった対応を考察している。最大の問題は、致死的調査に過度に依存し続けた点にある。個体数変動、個体群構造、年齢査定、妊娠率、食性など、従来は致死的調査でしか不可能とされた研究の多くは、技術進展により非致死的調査 (GPS 追跡、ドローン、バイオプシー、糞分析など) で代替可能となっていた。非致死的調査は長期的・継続的なデータ収集が可能で、コストも低く、得られる情報の幅も広いという利点がある。

それでもかかわらず、日本は致死的調査を中心に据え続けたため、調査の必要性や大量サンプル数の根拠が不十分と判断され、実質的な商業捕鯨との疑念を招いた。結果として反捕鯨国の不信感が増幅し、建設的対話の機会を失い、訴訟へと発展した。

もし非致死的調査を基本とし、必要最小限のみ致死的調査を行い、RMP に基づく透明なサンプル設定や国際機関との共同研究を進めていれば、科学的正当性の訴求や緊張緩和、さらにはモラトリアム解除への前進も期待できた可能性がある。本章は、捕鯨問題に限ら

ず、国際外交では信頼構築、透明性、連帯によって孤立を避ける姿勢が重要であると結論づけている。

第6章 IWCにおける問題点と改善点

第6章では、IWC（国際捕鯨委員会）が捕鯨国と反捕鯨国の対立を調停できなかった理由を分析し、制度的な問題点と改善策を論じている。最大の問題は、IWCが科学的資源管理機関であるはずにもかかわらず、政治的・倫理的判断が科学より優先されている点にある。IWCでは重要決定が加盟国の投票で行われ、科学委員会には投票権や法的拘束力がなく、科学的勧告が無視されやすい。このため、科学的に捕獲枠を算出できるRMP（改定管理方式）が採択されながら、反捕鯨国の政治的圧力により実施されていない。

反捕鯨国は、RMP適用の条件として過度に厳しいRMS（改定管理制度）を要求し、事実上モラトリアム解除を阻止してきた。その結果、IWCは資源管理を議論する場ではなく、価値観や倫理観が衝突する政治闘争の場へと変質している。本来IWCが果たすべきだったのは、科学委員会の勧告を政策決定に強く反映させる制度を整え、科学的判断を無視できない仕組みを構築することであった。

さらに、反捕鯨国側にはIWCを「鯨保護のための組織」と誤認する傾向があり、ICRWの本来の目的である「鯨資源の保存と持続的利用」が共有されていない点も問題として指摘される。この目的の認識のずれが、科学的主張に対して倫理的反論が返される議論の停滞を招いている。

改善策として、本章は科学委員会の改革を提案する。具体的には、反捕鯨派と持続的利用支持派の科学者構成を均衡させること、科学者を各政府から独立させ、政治と科学を明確に分離することが必要だとする。また、現在の記名投票は強国による政治的圧力を助長している可能性があるため、匿名投票の導入により、より公平で率直な意思表明を可能にすべきだと論じている。

総じて本章は、IWCが本来の科学的・中立的な資源管理機関として機能するためには、科学主導の意思決定、制度改革、設立目的の再共有が不可欠であり、それによって初めて捕鯨を巡る国際対立の緩和と建設的対話が可能になると結論づけている。

第7章 マスメディアによる対立の激化

第7章では、捕鯨問題が国際的かつ民間で激しい対立を生んだ要因として、反捕鯨国と日本双方のマスメディアが感情的対立を煽ってきた点を指摘している。

反捕鯨運動は、1960年代以降の環境保護意識の高まりとともに活発化し、「カリスマ動物」としてのクジラ像が形成された。特に「Save the Whale」というスローガンは、すべ

ての鯨種が絶滅危惧であるかのような誤解を生み、捕鯨国を「悪」として位置づける効果を持った。環境 NGO やメディアは、この単純で感情に訴える表現を用い、クジラを神格化し、倫理的問題へと論点をすり替えることで世論と支持を拡大してきた。その結果、科学的資源管理の議論は後景に退き、対立は感情的なものとなった。

一方、日本のマスメディアは捕鯨問題を「捕鯨文化論」と結びつけ、日本の伝統文化を守るという構図で報じてきた。しかし実際には、鯨肉消費は戦後の一時期を除けば限定的で、日本全体の伝統食文化とは言い難い。地域によっては鯨を神聖視し、食べない文化も存在する。にもかかわらず、文化論が強調されたことで、国内外に「日本人は今も大量に鯨を食べている」という誤解が広がり、日本が非論理的・対話不能であるとの印象を与える結果となった。

捕鯨文化論は国内ではナショナリズムを刺激し関心を集め一方、国際的には日本の主張の説得力を弱め、反捕鯨側の感情的議論と同じ土俵に自らを引き込む逆説的効果を生んでいる。捕鯨問題の本質は文化対立ではなく、資源管理の不確実性、食料安全保障、持続可能な利用の可否といった科学的・政策的課題であると本章は強調する。

最後に、こうしたメディア環境に対抗するためには、①スローガンに流されず科学的データを確認すること、②報道の意図やバイアスを疑うこと、③複数の立場のメディアに触れること、④批判的思考を身につけることが重要だと結論づけている。理性的で建設的な議論のためには、感情ではなく事実と科学に基づいた判断が不可欠である。